

平成 2 1 年川西町議会

第 2 回臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

平成21年川西町議会第2回臨時会会議録

招集年月日	平成21年5月29日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成21年5月8日 午後2時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 中川直樹	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	6番 寺澤秀和 議員	8番 杉井成行 議員

川西町議会第2回臨時会（議事日程）

平成21年5月29日（金）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	議案第25号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
第 4	発議第2号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開会)

議 長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成21年川西町議会第2回臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、12番 石田晏三議員より本日の臨時会への欠席届けが提出されておりますことを御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(上田直朗君) おはようございます。

本日、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙のところ御参集くださいまして、まことにありがとうございます。

また、平素は町政の推進に御尽力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時議会は、人事院勧告に基づきまして特別職の職員及び一般職員の給与条例及び議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございまして、6月1日を基準日とします6月期の期末手当の支給に関する部分でございまして、緊急に臨時議会をお願いしたところでございます。

よろしく御理解くださいまして御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番 寺澤秀和君及び8番 杉井成行君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたします。

これより議事に入ります。

日程第3、議案第25号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてを議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(上田直朗君) 今臨時議会に上程いたしました議案の提案の要旨について御説明を申し上げます。

日程第3、議案第25号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてでございます。

これは、平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の結果を踏まえまして出された国の人事院勧告に基づきまして、特別職の職員につきましては、

6月期の期末手当の支給月数を現行の1.6カ月を1.45カ月に、0.15カ月分を引き下げ、一般職員につきましては、同じく6月期の期末手当の支給月数を1.4カ月を1.25カ月に、勤勉手当の支給月数につきましては、0.75カ月を0.7カ月にとどめ、合わせて0.2カ月分を引き下げる暫定措置を行うための改正でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、ただいまより、承認案の審議に入ります。

議案第25号について、質疑ございませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、ただいま町長の説明のあった一般職と常勤の特別職の6月の期末手当の引き下げに関する条例についてでありますけれども、中身は町長の説明のとおりだと思います。要は、人勸に基づいての措置ということではありますが、そもそも人事院勧告そのものは国家公務員に対するものであって、言うなれば国の制度であります。これに倣って本町でそれを採用していくということですが、民間の状況を調査して云々という話ではありますが、地域の実情は、やっぱり東京、大阪、九州、北海道とそれぞれ変わってくるというふうに思います。

そういう点で提案の経緯についてお伺いいたします。実際にこれに倣ってやるにしても、調査なり状況をつかんで、そして、独自の視点で引き下げをやろうということに基づいた判断があって今般の提案なのかどうか、その提案の経緯についてお伺いをいたします。

それから、今般引き下げることですけれども、これで一定人件費の支出が少なくなりますから、その影響額ですね。全体としてどのぐらい見込まれるのかという部分についてお示しいただきたいと思います。

かつ、今般引き下げることによって出た財源を新たな財源として生かしていく手だて、その辺も含めて検討されているのかどうか、それについてお伺いいたします。

それと、もう1点、いわゆる期末手当の引き下げということになるんですけれども、特別職は、我々もそうですけれども、期末手当の計算の基準額に月額報酬に対して一定の役職手当的な加算割合、議員でいえば40%ですし、町長らも率ではそうなりますかね、2種類に分かれていると思うんですけれども、100分の40ほどの加算があります。今般、その加算した額が基準になって期末手当の率が下がるということなんですけれども、人件費を検討するに当たって、こういう役職手当、一般職員の役職は役職としてあると思いますけれども、特別職の場合は、そういう意味では役職手当的なものは果たしてどうなのかということについて、これは町長自身どうお考えか、その辺の御所見をお伺いしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、担当の部長のほうから詳細に。

議長（森本修司君） 大山理事。

理事（大山泰司君） まず、事務方の数字のお話をさせていただきます。

影響額という御質問があったかと思えます。影響額ですけれども、特別職のほうでどれぐらいの影響額が出るのかというと、町長、副町長、あと特別職といたしましては教育長がおられますけれども、それぞれ合わせまして49万6,000円という概算が出ております。また、一般職の職員のほうでございますけれども、これは嘱託職員につきましても同じような形で引き下げを考えております。それを合わせまして、ざっとの概算でございますけれども、1,000万円という数字が出ております。

それと、人事院勧告のほうでございますけれども、これは参考として申し上げますが、国の人事院勧告が5月1日、県のほうの人事委員会勧告、これは奈良県の調査をいたしましたところでございますけれども、そちらのほうは5月13日に出ておまして、これでも同じ内容でございます。

事務方からは以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 先ほど、町で調査をしてこの額にしたのかということでございますけれども、本町ではこうしたことの調査は全くしておりません。今、理事のほうからも御説明申し上げましたけれども、県あたりの規模になってまいりますと、人事委員会のほうで調査をされて、そして、その地域の実情に応じた形でされているようでございますけれども、私たちは、常に国の人事院勧告に従って実施しておりますので、今回についても全く国の調査の結果に基づいての実施ということでございます。

それぞれ地域によっていろいろ経済的な状況はあろうと思えますけれども、それらにつきましては、給与についてそれぞれの地域手当などである程度加味されておりますので、我々はずっとそのとおりでやってきておりますので、今回もそういう状況でやっております。

それから、今申しましたように、減額になりました余裕財源と申しますか、それらについては、まだこれをどこに使うということではございませんで、これからの施策の中で、また必要な部分について実施してまいりたい、このように思っております。（「それと特別加算のこと」と芝議員呼ぶ）

これも国の基準と申しますか、それに準じた形で実施しておりますので、これも町独自でということではなしに、やはり国なり、あるいは近隣の町村と合わせた形で実施していくのが一番適當ではないかなというふうに思っておりますので、これらについても、その基準に従って実施しておりますので、そのようにひとつ御理解いただきたいと思えます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） まずは提案の経緯ですけれども、国の人事院勧告、そして県の人事委員会の勧告、これらの調査に基づいて、従来からそれに照らしてやっていると、こういうことでありました。いずれにしましても、今般の調査の中身もまだ民間ベースで回答が出てきているのが3割あるかないかぐらいでしょうか、全体の状況がまだつかめないということで、暫定的な措置をとるというふうなこともありますから、そういう基準というのをどこに設けるかというのが、一つ整合性がないといけないと思えますから、一つの見方としては、町長がおっしゃったやり方も、

それはそれで基準として生きてくるかと思うんですけれども、しかし、そういう地域事情というのは、職員給与にせよ、あるいは自治体の施策の中身にせよ、地域の実情に照らして仕事はしていくものでありますから、そういう点においても、いわゆる国基準や県基準に基づくという全体の流れの中でやるのではなくて、一つの調査、実情をまずは知っておくことも必要な手だてだというふうに考えます。ぜひそういった踏み込んだ調査を、まずは住民の皆さんの置かれている実情を把握する意味でも実施するべきではないかというふうに思いますので、その点、重ねて御答弁いただきたいというふうに思います。

また、浮いてくるといいますか、今般の引き下げで出てくる財源ですけれども、ざっと1,000万円強ということになります。これでいきますと、この間引き下げられていた施策の工面は、今般の人事院の勧告がなければ、給料は従来そのまま要ったから、予算としては組まれていたわけですので、その予算が、これでは例えばその分浮いたことになりまますから、それはやっぱり住民施策の中に生かしていってしかるべきではないかというふうにも思います。

この間切り下げられた施策でありますとか、医療保健の分野で言うと人間ドック等々、これも今年からとまっていますし、そういったところにも十分充てていく財源にはつながりますから、子育てや医療といった全体の暮らしを自治体として応援できる部分に充てられるように、これはこれでぜひ検討を進めていただきたいというふうに思いますので、その辺の決意をお聞かせいただきたいと思います。

あと、役職手当のほうは国の基準という話でしたけれども、自治体によって率はまちまちですし、そういう点では、手当を設けるかどうかは意思に左右されるものだというふうに思います。これは非常勤の議員に対してもその加算割合はありますので、同じことが言えますけれども、そういう意味では、そもそも景気の後退の中、皆さんの民間ベースがどんどん下がってきている、だから公務員もそれに倣ってという話で出発しているわけですから、そういう点では、こういうところも同じ人件費の見直しの中ではやっていくべきではないかというふうに思いますので、その辺の角度からぜひ突っ込んで、こちらのほうも御検討いただいたらというふうに思います。

以上3点、1点目と2点目の決意をぜひお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、調査のことをございますけれども、最近の社会・経済状況を見ておりますと、地域によっても、そしてまた、いわゆる契約社員と申しますか、そういう人たちの状況によっても大きく差があると申しますか、そういう状況でございますので、やはりこれは、今、芝議員がおっしゃるように、ある程度そうした部分についても調査をすると申しますか、そうした機関で調べていかなければならないのかなというふうに思ったりしております。これだけ経済の地域による格差が出てまいりますと、我々も奈良県というところに住んでおりますので、そうした状況も全体的な中から見きわめていく必要があるのではないかと考えております。今後参考にしながら、また検討してまいりたいと思います。

それから、浮いてくると申しますか、なってまいります財源につきましては、やはりこれからの施策の中で活用していくべきだと思うんですけれども、継続性のあ

る施策についてやっていくのが適当なのか、あるいはまた単発的なことをやっていくのが適当なのか、これもそのときの状況でございまして、また人事院の勧告が引き上げられましたら、これがまた財源になるわけでございますので、総合的な形で検討していきたいと思っております。ただこれだけの財源が出たから、すぐに施策をするということは、継続性の上からもいろいろ問題があるんじゃないかなというふうに思いますので、それらについては十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、手当等の問題につきましても、やはり国の基準と申しますか、そういう一つの標準的な部分がございますので、それらをもうちょっと中身をよく研究しまして、適当な部分につきましては実施し、また、見直すべき部分については見直していくべきではないかと思っておりますので、十分検討してまいりたいと思っておりますので、ひとつそういうことで御理解いただきたいと思ひます。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、議案第25号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正についての討論を行います。

態度表明は、賛成の立場からのものであります。

今般の提案は、役場職員並びに町長などの常勤特別職の6月のボーナス引き下げであります。現下の厳しい経済状況が住民生活にも大きな影響を及ぼしていることは、皆さん御承知のとおりであります。先だって発表のあった本年1月から3月来のGDPは前期を大きく下回っており、景気回復の兆しが見える状況にはありません。この経済不況の出発点は、アメリカ発の金融危機が引き金となり、民間賃金や雇用に大きなダメージを与えているものであります。とりわけ日本経済の舵は外需主導型であったがために、もろに直撃を被っていることのあらわれであります。立て直しは、この舵を内需を喚起する方向に切りかえることが経済の常道であることは言うまでもありません。

そこで、政府も経済対策として、専門家からは専らその効果は期待薄と評されていますが、給付金や子育て応援手当、車や家電製品のエコポイントの導入等々、内需拡大に手をつけようと、一応は試みられています。この点で言うなれば、特別職はともかくとして、公務員全体の年収の引き下げを講ずることは、消費購買力をそれだけ落ち込ませることもなりかねませんし、また、公務員の給与ベースはさまざまな公的資金の算定基礎に取り入れられているケースも少なくないわけでありますから、全体の内需の落ち込みをより加速させることも十分想定される問題として踏まえておかねばなりません。これは一つの矛盾でもあります。

しかしながら、本町住民の皆さんを初め多くの国民感情からしても、また、労働時間等解決を見ていない部分はあるにせよ、労使当事者間での合意形成が一応図られていることから、今般の引き下げ措置はやむを得ないものと判断をいたします

が、これまで敷かれてきた本町での人勸準拠の措置は、そもそも福利厚生が十分整った国家公務員と本町職員など地方公務員を同列に置くことに妥当性があるかどうかは、今後は検討の余地があると考えます。

また、あくまで人事院勧告は国家公務員の労働基本権制約の代わりに機能を果たすために設けられているものであります。仮にそれらを参考にしたとしても、先ほど質疑に対する町長の答弁にありましたように、独自の視点と調査を実施し、地域の実情を踏まえて実施するべきものと考えます。

これらの点を踏まえて、今後の給与改定等に当たられることを申し述べまして、今般提案の議案に対しては賛成するものであります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案件について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4、発議第2号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、提案者からの提案理由の説明を求めます。

宗行正明議員。

4番議員（宗行正昭君） 川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例について、発議いたしました理由を申し述べたいと思います。

お手元資料の2枚目。民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることにより、国家公務員の期末・勤勉手当等について、人事院勧告どおりの取り扱いとする方針が決定されたことを受け、議会議員の期末手当についても、国家公務員の特別職の期末手当の支給に準じた暫定的な措置を講じようとするものであります。

その内容は、0.15カ月分減らす内容でございます。

先ほど議案第25号が賛成全員で可決されたことを受けて、この発議も必ず賛成全員で成立させていただきたいものでございます。

以上であります。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決

しました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 提案いたしました議案につきまして慎重に御審議を賜り、御議決をくださいます。まことにありがとうございます。

早速6月の期末手当より実施してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、審議を通していろいろな御意見を伺わせていただきました。これからもそうしたことに十分注意をし、検討しながら進めてまいりたい、このように思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。今後も町政の推進に御指導、御支援賜りますことをお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成21年川西町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時22分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年5月29日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第 25 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について	5 月 29 日	原案可決
発議第 2 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	5 月 29 日	原案可決